

公の施設の管理について

那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 25 年 3 月 29 日 条例第 4 号）第 14 条第 4 項の規定により、以下のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 施設の名称 那覇市伝統工芸館
- 2 施設の場所 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
- 3 施設の管理 那覇市伝統工芸館の管理運営を直営方式とすることについて那覇市伝統工芸館運営審議会に諮問し、同審議会から同意するとの答申を受けたことから、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から当分の間、同施設の管理を市長が行うものとする。
- 4 問い合わせ先 経済観光部 商工農水課 商工振興グループ
：098-951-3212 Fax：098-951-3213